

平成22年 教育委員会第11回定例会 会議録

日 時 平成22年6月22日（火） 午前10時00分～午前11時40分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 『議案第27号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則の一部改正

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 移動教育委員会（7月13日 麴町小）
(2) 青少年問題協議会の開催

【子ども施設課】

- (1) 事故報告

【指導課】

- (1) 平成22年度校（園）長選考等受験申込状況
(2) 千代田区における特別支援教育について

第 4 その他

出席委員 （5名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	福澤 武
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

出席職員 （11名）

子ども・教育部長	立川 資久
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	清古 愛弓
子ども総務課長	坂田 融朗
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	眞家 文夫
児童・家庭支援センター所長	峯岸 邦夫

学務課長	門口 昌史
指導課長	坂 光司
指導課統括指導主事	杉本 真紀子
児童・家庭支援センター発達支援主査	菅原 正晴

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 | それでは、開会に先立ちまして、本日傍聴者から傍聴申請がございました。傍聴を許可していることをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから平成22年教育委員会第11回定例会を開会します。

今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。

◎日程第1 議案

指導課

(1) 『議案第27号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正

市川委員長 | 早速ですが、日程第1の議案に入ります。

本議案第27号は、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてということでございますけれども、議案審査に入る前に、この規則改正案について、1点確認をさせていただきたいと存じます。それは、この施行規則の根拠となる条例改正が、ただいま開会中の第2回区議会定例会で議案として送付されておりました、本日の午後に開会される第2回区議会定例会継続会において議決をされるということになっております。本来でありますと、この根拠となります条例改正が区議会で議決されてから、その施行規則である本案件を教育委員会で議決するということになるわけでございますけれども、この点につきまして、議決後にさらにもう一度教育委員会を開くというようなことではなくて、そういう状況を踏まえた上で、「その効力につきましては、区議会の議決がなされてから発生する」と、そういう条件のもとに議決をすると、こういうことにさせていただきたいと思えます。

なお、この条例が通りました施行規則等の施行日は、それが附則で、6月30日から効力を発するというところでございますので、時間差が逆転しているようなことでございますが、ひとつご理解をいただきたい。よろしゅうございましょうか。

(了 承)

市川委員長 | それでは、担当課から説明してください。

指導課長

それでは、ただいま委員長からお話、ご説明をちょうだいいたしましたけれども、この件につきましては、過日、本委員会で「条例の一部改正」というところで説明をさせていただき、ご審議いただいたものです。その際、細かなところは教育委員会規則で定めますということになっておりました。今日ご審議いただくのはその細かな部分ということになります。

お手元の資料に、概要版とそれから新旧対照表の資料を用意させていただきましたが、新旧対照表のほうはかなりの分量になるのですけれども、文言の整理と、この規定に伴う事務手続上のものが定められたものでございます。内容のポイントといたしましては、この概要に示させていただいた、2の(1)から(4)になります。前回の条例の一部改正の際に説明させていただいた部分と若干重複しますけれども、確認ということで説明をさせていただきますと思います。

まず、前提としてですが、この条例改正、規則改正の趣旨というのは、幼稚園教諭の勤務時間などを見直しまして、育児・介護の支援を図るということでございます。具体的には、超過勤務について免除したり、制限するものでございます。まず、2の(1)にありますように、3歳未満の子どもを養育する職員が子の養育のために請求した場合は、超過勤務をさせることができないという免除の規定になっております。

次に超過勤務の制限ということで、養育する子が小学校就学の始期に達するまで、つまり小学校に上がるまでのお子さんについて職員が申請した場合は、以前の条例改正の際、説明させていただいたときは、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせることはできないということでご了解いただいたわけですが、この資料にありますように、法に基づいて、(2)ですが、月に24時間、そして年間150時間を超えて超過勤務をさせるはならないという規定でございます。

次に、育児・介護を行う職員の早出遅出勤務の見直しでございます。通常の勤務時間よりも早く出てきて早く上がる、あるいは、少し遅く出てきて残って仕事をするというもので、勤務時間そのものについては変更ございません。現行は、職員の配偶者が常に子を養育できる場合、いわゆる専業主婦についてはこの早出遅出の勤務はできないという規定でございましたが、改正案については、配偶者が専業主婦の場合でも早出遅出の勤務ができるという内容でございます。

最後に、短期の介護休暇ということで、けがや病気等で介護の必要が発生した場合に、今までは1年間において5日間ということでありましたけれども、今回はこの1年間において5日間に加えまして、2人以上の場合は延べで10日間、そしてこれは有給で介護休暇が取得できると、こういう内容の改正になっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

市川委員長

もう一遍、条例で既に区長に異議なしとした項目と、それから、今回、教育委員会独自の——という言い方は正しいかどうかわからないけれども、そ

の部分をごどれに該当するのかを教えていただけますか。

指導課長

はい。事務手続上の定めをこの教育委員会規則でうたっておりますので、今説明させていただいたものが、新旧対照表の中で再度確認をされておるのですが、具体的な部分としては、2の(2)に超過勤務の制限がございますけれども、この月24時間かつ年150時間を超えて超過勤務をさせてはならないというのが具体的なものの1つです。

それから、(4)の短期の介護休暇が新設になるわけですが、1年において5日間、そして2人以上の場合は10日までと。そして、この措置は有給で減額されないという、この2つが大きな違いになります。

市川委員長

ということでございますが、何かご質問等、ご発言があればお願いしたいと思います。

古川委員

ちなみになんですが、今回は幼稚園の先生の勤務に対してで、区役所の中の職員の方もこういった制度は進んでいるのでしょうか。

指導課長

教育委員会事務局から提案させていただいておりますのは、幼稚園教諭については教育委員会が所管ということで、今回提案させていただいているものです。もともとは区の職員全般にわたることです、それを受けての動きになっています。ですから、区長部局のほうで、区の職員については同じような審議をさせていただいております。

また、小中学校の教員は、県費負担職員ということでございますので、東京都の条例規則の中で、同じような内容のものを規定されております。

市川委員長

よろしゅうございますか。

古川委員

はい。

中川委員

この間伺ったのと、ぶり返しになるかもしれませんが、やっぱり厚生労働省の問題と文部科学省の問題があって、こども園の場合には、その辺、同じ職員でも違ってきちゃうということはあるんですか。

指導課長

ありません。

中川委員

そこは調整がうまくできているということですか。

指導課長

はい。千代田区のこども園については、保育園認可と幼稚園認可を同時に取っていますので、保育士は保育園認可の流れの中で、区の職員としてこういう規定が適用されます。それから、こども園にいる幼稚園教諭については、現在ご審議いただいているこの規定が適用されて、内容としては全く同じですので、こども園にいる先生が保育士出身だから、幼教出身だからということで、このことについて差が発生することはありません。

市川委員長

よろしゅうございますか。

中川委員

はい。

市川委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、本件は議案でございますので、採決をしたいと思います。本議案第27号について賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長 | 全員賛成につき、いずれも決定することといたします。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正

市川委員長 | それでは、次に日程の第2、協議に入りたいと思います。
これは千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正についてですね。説明をしてください。

子ども総務課長 | それでは、九段中等教育学校の授業料徴収条例施行規則の改正概要につきましてご説明させていただきます。

もう既に、公立高校及び中等教育学校の後期課程につきましては、授業料を徴収しないということになっております。国のほうとしては徴収しないということで、その分、これまで我々が直にいただいていた授業料は国が補てんをするということになっておるわけですが、ただ、しかしながら、国のほうとしては3年分、要するに正規の就学年数である3年、これは月にすると36月でございますけれど、これについては国のほうは負担をする。それを超えるものについての取り扱いは、それぞれの学校設置者の判断にゆだねるということになっております。

本区の条例の中でも、特別の事由がある場合については教育委員会規則で定めるところにより徴収をするとなっているんですが、じゃあ、その特別な事由とは何かということで、今般この規則を定めるわけでございます。

中身といたしましては、今般、後期課程において36月、正規の就学年数である3年を超えて在学している者は、原則として、授業料は徴収させていただくこととします。どういうケースかといいますと、たとえば留年です。そういう方については、もう既に3カ年を超えるということで、その方の授業料については、原則として徴収はすべきだろうと考えております。しかしながら、その超える事由が、休学ですとか療養、その他、個人の事情によってはやむを得ない理由がある場合には、授業料は徴収しないということで規則を定めたいと思っております。

この規則につきましては、もう既に東京都は今議会で諮っておりますので、また隣県の神奈川等では、もう3月ごろに施行させております。周知期間もございますので、できるだけ早く施行したいと考え、公布の日から施行したいと思っております。

以上でございます。

市川委員長 | ということでございますけれども、ご質問等ございましたら、お願いします。

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長 | そうすると、これもまた、次回に議案として提出するわけですね。

子ども総務課長 市川委員長 はい。そうさせていただきます。

子ども総務課長 市川委員長 何か、また同じことをやるようなことで、事務局として知恵がないですかね。同じようなもので同じような資料でやるんですけども。確かに一個一個議会に諮って、条例が通ればその施行規則をというようなことなんですが。この場においては協議する内容はほとんどが変わらずに出されるんですよ。ですから、何か、そこら辺うまい工夫ができるものなのか、できないものなのか。その辺をちょっと知恵を出せるものなら出していただきたいと思うんですが。ほかの先生、いかがでしょうか。同じような説明をしていただいて。

子ども総務課長 市川委員長 通常、条例を協議の場に出す際には、その細目である規則の中身といいますか、具体の取り扱いについても示さないと条例そのものの判断がつきにくいということは一方であるわけですね。ですから、本来ですと、具体の規則の中身も付して条例の審議をいただくのが、効率的でもあるし、むしろ議論しやすいと思いますが、なかなかその具体の手続については、比較的周囲の状況を勘案しながら考えようということが間々あるものですから、そこら辺で何度も同じようなことをということがあろうかと思います。その点は事務局としても今後注意をしながら、できる限り中身の議論を、当初に具体の議論をできるような形で進めたいなと思っています。

市川委員長 まさに、今、課長が説明してくれたように、条例の案だけを取り出して説明するというじゃないですかね。どうやって運用するのかという規則までも含めて説明をしていただいて、それで、本日は条例の部分についてみたいな、そういうことをやっているんでね。そこら辺で知恵が出せるものなら知恵を出していただいて、条例は必要なときに条例を、そして、そういうことで意見の照会があったときには事務的にやっていただくと、これはもう確立していると思うんですけども。規則についても、何かそういうことができないものなのかどうなのか。ぜひ、検討していただきたいと思います。

子ども総務課長 市川委員長 はい。

子ども総務課長 市川委員長 すみません。一般的に、区長部局は区長が決裁すればそれで規則はおしまいでしょう。諮る機関がないんですからね。

子ども総務課長 市川委員長 そうですね。

子ども総務課長 市川委員長 ですから、それを考えると、例えば、1つは教育長に施行を委任してしまうということもあると思うんですね。説明は聞いているし、規則も説明を受けているからと。その辺どうなんですかね。

子ども・教育部長 市川委員長 地教行法の改正によりまして、規則は委員会に諮って決定することになっております。

子ども総務課長 市川委員長 委員会にかけなきゃいけない。だから、そのかけるかけ方がいつの時点かというのがあるわけですね。

子ども総務課長 市川委員長 そうですね。

子ども総務課長 市川委員長 ちょっと、できるものかできないものか。

子ども総務課長 市川委員長 はい。検討させていただきます。

市川委員長 お願いします。
いかがでしょうか。ほかにご意見がございませんでしたら、次に移りたい
と思えますけれども。
(「なし」の声あり)

市川委員長 本日は、協議事項は1件でございますので、特段なければ、報告事項のほ
うに移りたいと思えます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 移動教育委員会 (7月13日 麴町小)

(2) 青少年問題協議会の開催

子ども施設課

(1) 事故報告

指導課

(1) 平成22年度校(園)長選考等受験申込状況

(2) 千代田区における特別支援教育について

市川委員長 それでは、報告をお願いします。
子ども総務課長 7月13日の教育委員会でございますけれども、移動教育委員会ということ
で、麴町小学校で開催をさせていただきます。お手元に当日の日程を配付さ
せていただいております。

12時半までに各委員さん、関係理事者の方は集まっておいただくということ
になります。その後に給食を試食するというようになりますので。ここは全
学年生徒が一堂に会して給食を食べると。そういう、なかなか壮観な光景も
見ていただきながらまず体験をしていただいて、その後、保護者のPTAの
方との懇談をさせていただきます。施設も一度見ていただいた後に、第12回
教育委員会定例会を開催するというところでございます。

なお、当日、給食につきましては、1食当たり330円の実費が必要になり
ますので、集金をさせていただきますということでございます。

そして、お手元に、当日13日の出欠につきまして各委員さん方に配付をさ
せていただいておりますので、もしこの時点で出欠の確認ができるようでしたら、本日出欠確認の書類のほうで私どもに知らせていただきたいというふう
に思います。

以上でございます。

市川委員長 はい。それでは、出欠は後で。
子ども総務課長 後で結構でございますので、後ほどよろしくお願いたします。
市川委員長 定例だと、教育委員会の開始は15時からというんだけど、これは休憩と
っちゃっても、30分ぼんやりするというのはあれだからということですか
ね。30分繰り上がっているよね。それだけの理由ですか。議案が多いからと
いうことじゃないんですか。

子ども総務課長 いや、そういうことではないんです。

市川委員長 休憩に引き続いてとか、そういうことですか。

子ども総務課長 そうです。余り間延びしてしまいますと大変かと思ひまして。当日は拘束時間が長くなりますが、ひとつご容赦いただきたいと思ひます。

市川委員長 はい。

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長 それでは、次に行きたいと思ひます。次は。

子ども総務課長 もう一点ございます。今年度22年度第1回の青少年問題協議会定例会がございます。6月29日午前10時から開催を予定しております。ただいま資料といたしまして、当日の進行次第、そして、次ページに行きまして、当日の委員さんの名簿を添付しております。この協議会につきましては、市川委員長にもご出席賜るということになってございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

市川委員長 本件についていかがですか。何かございましょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 なければ、次に移りたいと思ひます。

次は、事故報告ですね。お願ひします。

子ども施設課長 子ども施設課から事故報告ということで、お手元に資料がございますけれども、富士見小学校プールで児童の方が怪我をされましたので、その内容についてご報告させていただきます。

まず、怪我の発生状況ですけれども、日時としては6月11日金曜日、午後3時半ごろ、6時間目の授業中です。発生場所ですけれども、富士見小学校6階のプール。発生状況ですけれども、6年生の女子の児童1名が体育の授業でプールを使用中、ターンをするためにプールの側面をけりました。そのときに可動床の駆動部の点検口、ここにちょっと鋭角な部分がありまして、左足の裏を負傷(裂傷)ということで、怪我をされました。

2といたしまして、児童・保護者への対応でございますけれども、負傷後、すぐ副校長以下が同行しまして、通信病院で縫合の処置をいたしました。治療後、副校長が保護者に謝罪をいたしまして、児童を引き渡しました。その夕方、校長と私、あと担当と、ここはPFIになっておりますので、そこの現場の責任者が保護者のもとに赴きまして、謝罪をさせていただきました。翌日も、私どもでアンファン富士見、ここのSPCの会社の社長及び役員の方も連れていきまして、再度保護者のもとに伺わせていただきまして、謝罪しております。

児童は今まだ包帯を巻いておりまして、松葉づえをついているというような状況ですけれども、翌日は土曜日で学校公開日だったんですけれども、その日から登校しております。また、今日、病院に行つて、経過がよければ抜糸するというふう聞いております。

3の怪我の原因の箇所ですけれども、写真が下についております。左の写真ですけれども、これがプールの壁の横、全長25メートルプールなので、25メートルのところに35センチ程度の点検口が3カ所あります。楕円で丸をしておりますけれども、点検口にステンレスのふたがはまっている状況ですけれども、そこの上の部分が鋭角になっていたということで、ちょうどこの部分を蹴ってしまったということで、3センチ程度切り傷ができたということで怪我をしてしまいました。

右が改修後ですけれども、ちょっと違いがわからない写真で申しわけないんですが、とがっている部分を面取りいたしまして、安全性を確保、翌日までにすべて改修しまして、安全性を確保しております。

4のその他でございますけれども、他の学校のプール、すぐに安全点検を行いまして、特に麴町小、千代田小、昌平小についても、可動床になっておりますので、その辺も見まして、類似の危険箇所はございませんでした。

富士見みらい館全体、プールだけではなくて、総合的な安全点検を、現在、再度行っております。その危険箇所については、随時、早急にSPCの負担において対応することとしております。

今回の事故の原因ですけれども、これについては施設内に設置されました機器の瑕疵でございます。一義的には、この製品を作って出荷したプールメーカーの責任であると考えておりますけれども、それを施工したPFI、その傘下の建設事業者、また、我々も検査をし、引き渡しを受けているわけですけれども、そこに気がつかなかった事実、また学校の授業中ということで、学校の管理下の事故でもあったということで、区にも責任があるというふうに考えております。

報告は以上でございます。

市川委員長
福澤委員
子ども施設課長
福澤委員

何かご発言ありましたら、お願いします。

これ、千代田区の小学校については全部調べたわけですね。

はい。

東京都全体の小学校だけじゃなくて、ほかの中学校のほうも考えられるけど、それにもこういうことがあったということを知らせておかないと、ほかのところでも起こる可能性がありますよね。その辺をどういうふうにするか。

子ども施設課長

わかりました。

ここを施工したプールメーカーが保護者のもとにも訪れて謝罪しているんですけども、プールメーカーも他の学校とか公共施設で施工したところもありますので、そこについて安全性を確認するというのと、これから作製するところについては、注意するというお話をお話を伺っております。

今、福澤委員がおっしゃったような観点もありますので、ちょっと情報提供をしておきます。

福澤委員

そうですね。そのメーカー以外のところでも、同じようなことでやっているかもしれませんからね。

子ども施設課長 はい。

市川委員長 ほかにいかがでしょう。どうぞ。

中川委員 やっぱりこういう緊急のことは、ご遠慮なさらないですぐに教えていただいたほうが良いと思います。どなたかに聞かれて、「ええっ、知らない」ということになると困りますから。

子ども施設課長 はい。

福澤委員 悪い情報ほど早く知らせるとというのが原則ですからね。

子ども施設課長 はい。

中川委員 それと、本当に子どもって何をするかわからないところがあって、杉並の小学校で天窓から落っこちてしまったという事故やマンションなんかでも転落事故が起こっていたりしますし、やっぱり点検というのがすごく必要だと思います。この間の西神田児童館の手すりが低いんじゃないかというのはどうなりましたか。

子ども施設課長 あれも委員さん方の視察を受けてそういうご指摘がありましたので、改修する方向で、今やっております。

市川委員長 要するに、子どもって、想定範囲外のことでいろいろやるからね。注意し過ぎるということはないんで。気がつき次第、どんどん手を入れていくということは必要でしょうね。

今おっしゃった、例の杉並区天窓の、もう学校でもここは危険だから遊んじゃいけないと言っていたらしいですね。にもかかわらず、事故が起こればそれでは済まないということがあるわけなんでね。ぜひ、その点はよろしくお願いしたいと思いますね。

子ども施設課長 はい。

市川委員長 それでは、次は指導課長からですね。お願いします。

指導課長 はい。お手元にA4縦で、校（園）長選考等受験申込状況という資料を1枚配布させていただきました。教育系の管理職試験の受験状況でございます。

上からごらんいただきたいと思いますが、幼稚園の園長選考については4名、教頭選考については1名、受験予定でございます。一番右下にありますように、幼稚園の管理職選考については、8月上旬に筆答試験がありまして、9月上旬から中旬にかけて面接選考をした後、10月に最終的な発表をするということになります。

なお、幼稚園については特別区全体で配置調整いたしますので、欠員が生じたところ、あるいは、そういうところがなければ待機となります。

上から2番目の表は小学校ですけれども、校長選考に3名、それから教育管理職Bとありますが、これはいわゆる副校長候補者を選考するくくりになっています。副校長先生になるための選考に2名受験するということです。

中学校では校長選考に1名、それから今説明させていただいたB選考、副校長選考が1名、中等教育学校ではB選考に1名という申込状況になっております。校長選考については、7月中旬に職務論文を提出しまして、これが

一次選考になります。9月下旬に行われます面接、二次を経て、12月上旬に発表になります。

それから、ABC、Aというのは指導主事候補者です。Bには、先ほどお伝えしたように副校長、Cも、任用期間を経ずに直接副校長に上がる者です。この選考については、8月1日の筆答選考がございまして、10月下旬から始まる面接選考を経て、11月の末に結果発表をするという予定で、この後進んでまいります。

また、結果が出ましたらば、報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

市川委員長

本件について何かご質問等がございましたら、どうぞお願いします。

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長
指導課長

それでは、もう一件ありましたね。お願いします。

続いて、千代田区、本区における特別支援教育について、若干お時間をちょうだいいたしまして、説明をさせていただきたいと思っております。

資料といたしましては、A4横の資料と、それから、A3縦の資料を用意させていただきました。特別支援教育を中心的に担っている学級の児童・生徒の在籍状況ということで、まず1枚用意させていただきましたけれども、千代田小学校の固定級、知的障害のあるお子さんたちの在籍状況が、この資料にありますような学年配置で、合計10名という在籍になっております。児童数の1、2、3、4、5、6というのが学年に相当しております。

それから、真ん中の中学校の固定級ですが、神田一橋中学校の固定級、知的障害学級については在籍者が今おりませんので、休級になっております。

一番下の表が、通級指導学級になりますけれども、上二つが千代田小学校にあります言語と情緒、言語はことばの教室とっておりますが、千代田小学校の言語については合計で13名、情緒の通級学級には20名が在籍し、神田一橋中学校については1年生6名で、現在、スタートしております。

こういうような在籍状況でございますが、1枚めくっていただきまして、A3縦で本区の特別支援教育ということで、以前、発達支援・特別支援教育推進協議会の報告書、ピンクの表紙のものを報告させていただき、進捗状況、概要をお伝えしたところですが、今日改めて本区の全体的な概要について、担当のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

ゴシックの太字になっている部分が実施項目でございまして、網かけの部分については、現在取り組んでいるもの、それから今後取り組むものが含まれておりますけれども、協議会で提言された内容等がこの網かけの中にも含まれるような形になっております。

まず、学校関係について、右側の指導課の枠になりますけれども、担当の指導主事から概要を説明させていただいた後、左側に児童・家庭支援センターのグループ化がありますけれども、特に縦の連携ということで、それぞれどういうつながりをしているかというようなことを、若干説明させていただき

たいと思います。

ただいま指導課長から説明がありましたが、私、統括指導主事からは、特別支援教育についての指導課の取り組みについて説明をさせていただきます。

まず、このA3判の資料ですが、全体をごらんになっていただきますと、さまざまな事業があります。指導課でない部分も、今ごらんいただきながらかと思えますけれど、さまざまな事業の取り組みがあります。特別支援教育にかかる事業の取り組みは、担当は複数の部署になっております。その複数の部署のそれぞれの取り組み、また、それぞれの間の関係を1枚にしたものが、このA3判の資料ということになります。

網かけの部分が今取り組み中のことという説明をいたしました、この網かけが、印刷したところ、かなり薄くなってしまっております。申しわけございません。おわかりになりますでしょうか。このかなり薄い網かけ部分ですけれど、こちらが現在取り組み中の内容ということになります。

それでは、「指導課」という右側にありますところをごらんいただけますでしょうか。指導課として行っているものは、まず「巡回相談員の派遣」というものがあります。心理や医療等の専門家を各学校・園に派遣をしまして、校内体制や指導のための指導を、教職員また保護者に対しての面接ということを行っております。この巡回相談員ですけれど、今年度は保育園・幼稚園・こども園には年間25回の派遣、小学校には年間55回の派遣、中学校・中等教育学校には年間12回の派遣、これはそれぞれの園・学校に対してです。そのような計画で実施しております。

なお、今、何回という申し上げ方をしましたが、1回の派遣を2時間というふうに考えて実施しております。

次に、「特別支援教育指導員、学習・生活支援員の配置と活用」という事業があります。まず学習・生活支援員ですが、それまで「介助員」という名称で行っていたものを、平成19年度から「学習・生活支援員」と名称を変更いたしました。そして、今年度平成22年度より、より専門性を必要とする場合ということで、「特別支援教育指導員」という名称での派遣も行うようにしております。

この指導員、また学習・生活支援員ですけれど、通常の学級に、千代田小学校の特別支援学級への派遣も多少は行っていますけれど、多くは通常の学級に在籍する幼児・児童・生徒が個別の指導や支援を必要とする場合に、その該当の学級に派遣をするという方法で行っております。今年度ですけれど、幼稚園・こども園・小学校・中学校から合計91名の幼児・児童・生徒に対して、指導員または支援員の配置が必要という要望を各学校・園からいただきました。それらに対して、全体で36名配置をしております。

また、これらの指導員・支援員については、資質の向上が大きな課題となっております。これらに対応するという考え方で、平成19年度から大妻女子大学と連携をして、研修会を年間15回行っております。

次に、特別支援教育コーディネーター研修会の実施について説明します。特別支援教育コーディネーターは、各学校の教員が各学校の中での特別支援教育についての調整役をする、リーダーシップを発揮する、そういう役割です。その特別支援教育コーディネーターについての資質の向上を目指すということで、指導課指導主事が担当いたしましたして、年間5回の研修会を実施しております。

次に、巡回相談員、特別支援教育指導員、学習・生活支援員連絡会の実施ですけれど、ただいま申し上げてきました巡回相談員や指導員、支援員、そういった方々が共通理解などをする必要があるだろうということで、この連絡会の実施も、今年度予定しております。

そのほかにも、指導課としましては、広報誌等による保護者やまた区民への特別支援教育についての周知や啓発が必要だろうということで、これについても積極的に取り組んでいく予定であります。今年度は、既に教育委員会の広報誌「かけはし」に神田一橋中学校の通級指導学級が設置されたということについての広報を行っております。

また、指導課というところではありませんが、指導課のこの資料の上に、「都立特別支援学校」というところがあります。これについても説明を加えたいと思います。

都立特別支援学校が行っている取り組みとしまして、これは区市町村の学校との連携により、平成19年度から行っている事業ですけれど、副籍という取り組みがあります。これは都立の特別支援学校に在籍をする児童・生徒が居住地の小学校・中学校との間で交流活動を行うというものです。また、学籍という点からも、副次的な学籍を持つということで、希望した場合は、その居住地の小学校または中学校に学籍を副次的に置くという、そういった上で、学校だよりの交換ですとか、その居住地の学校の行事に参加ですとか、または、図画工作ですとか音楽ですとか、そのような実技的な教科での交流学习、そういったことを行うものです。

平成22年度が、小学校に5名、中学校に1名の希望がありまして、既に副籍としての交流を行うということで実施をしております。

私からの説明は以上です。

それでは、児童・家庭支援センターの発達支援主査からの説明が次になります。

児童・家庭支援センター所長

委員長、先ほど指導課長のほうからありまして、統括のほうで右の部分の説明をさせていただきましたけども、左手の児童・家庭支援センターのところは、資料を今日持ってまいりましたので、私どものほうの発達支援主査のほうからご説明させていただきます。

センター発達支援主査

児童・家庭支援センターの菅原と申します。発達支援主査を担当しております。

お配りいたしました資料、「千代田区の発達支援の流れ」という資料ですが、心障手帳、愛の手帳など、手帳を取得された障害をお持ちのお子様であ

るとか、それから、最近特に注目されております発達障害の方々、児童・生徒さんたちへの成長に即した支援の流れをまとめました資料でございます。

まず、幼稚園・保育園へ入園する前の乳幼児期での支援になりますが、「子どもの健康相談」という早期発見のための相談を行っております。毎月1回実施をしておりますが、発達外来の専門のお医者様、それから臨床発達心理士という、心理職の中でも発達障害などについて専門性のある心理士が対応しております。

乳幼児期に早期発見しましても、発見してそのままというわけでは何の意味もありませんので、早期支援ということで行っておりますのが「発達支援プログラム」、いわゆる療育事業というものであります。理学療法士であるとか作業療法士などの専門職が行う月1回から3回程度の児童・家庭支援センターに来ていただいて行っている支援のプログラムでございます。

それから、保健所で1歳6か月児、3歳児健診、それから今年度から5歳児健診を行うという予定しておりますが、そこでも早期発見をしながら、ご紹介いただいて、発達支援のプログラムにご参加いただくというような就園前の支援を行っております。

その後、成長に即したということで、つなぎの支援が就園の相談です。入園した後に必要な支援がどういうものなのかということについて保護者と一緒に考え、整理をしていく相談事業です。

昨年度は保育園に入られる方3件の相談を行って、加配という非常勤の配置などについて条件整備を行っております。それから、幼稚園も3件、入園がありました。そこでも学習生活支援員の配置などを行っております。

それから、入園した後になりますが、通所型の発達支援プログラムにご参加いただきながら、今現在31名の方がご参加していただいておりますけれども、各種の必要なプログラムにご参加いただいております。横のつながりということも必要ですので、各担当の専門職は年2回、在籍園も訪問しながら、担任の先生などから普段の様子についてお伺いをしております。

それから、在籍園の巡回相談員、学習・生活支援員の配置は、先ほどの杉本指導主事のお話のとおりです。それからスクールカウンセラーは児童・家庭支援センターから派遣されておりますが、2週に1回ということで、ここも同じ支援センターで勤務しておりますので、療育の担当の先生とも連携しながら、本人の普段の様子についてのお話も伺っております。

それから、今度小学校に上がるというところでは、就学相談というつなぎの支援を行っておりますが、適正就学先の検討というところでは、ご本人にとって一番適切な教育的な環境がどういうものであるかということについて、関係機関の中で確認をして、保護者にお伝えをしていくということが一つ。それから、そうはいつでも、保護者の決定に基づいて就学をさせていただきますので、その中で必要な支援というものがどういうものなのかということについて検討しております。学校に上がられますと学童保育などの利用などもありますので、そういったところの利用の調整なども行っております。

小学校に上がってからは、先ほどご説明があったような各種の支援が行われていきます。今年度からは、子どもの健康相談も、小学校に上がった段階でもなかなか保護者が障害について認知していないというケースもありますので、そういった困難ケースにつきましても、健康相談で発達専門のドクターとお話しいただく機会も用意しております。

小学校に上がられる就学相談は、昨年度7件の相談がございました。中学校に上がられるケースが、昨年度、やはり7件ございました。就学相談として、適正就学先の検討と必要な支援の検討を行いました。中学校については、相談したケースのうち6件の方が通級指導学級の利用を入学前に決めております。中学校に上がってからも、今年度からは通級指導学級が開設をされて、利用が開始されております。

高校とそれから大学につきましては、今の段階では特に支援ということはないのですが、恐らく、発達障害者支援法ができて、6年という経過がありますので、徐々にそこの整備も必要が出てくるのかなというふうに思っております。

最終的に、就労支援として千代田区では就労支援センター、これが一般就労に向けての支援になりますけれども、本人に対しての支援、それから職場の紹介などを行っております。それから、保護的就労の場所としては「ジョブ・サポート・プラザちよだ」が区役所の1階と3階で行っております。今月末には、この二つの就労支援について、今、幼・小・中で支援を受けている方向けに、現状がどういう支援のシステムなのかというような話を伺う企画を考えております。

以上です。

はい。ご苦労さま。

続きまして、最後に一番下の保健所という部分ですけれども、乳幼児健診の流れについて、次の横長の資料で簡単に説明させていただきます。

乳幼児健康診査ですけれども、母子保健法に基づきまして、お子様の健康管理ということで、心身の健康それから歯科の健康ということで健診をやっております。

最初に、誕生されたときに保健師が新生児訪問ということで家庭にお伺いして、お子さんの体重を計ったりとか、お母さんからお話を聞いたりとか、そういったことを全数行っております。

最初に4か月健診ということがありまして、これは全員の方に通知を出しまして、保健所に来ていただいて健診をします。大体4か月ぐらいになりますと、生まれたときの体重が3,000ぐらいですけれども、大体倍ぐらいになってきます。首が座っているかどうかとか、その辺をチェックします。

それから、6カ月と9カ月は地域の医療機関でお願いをしております。それから、1歳6か月健診というのがあります。このときに大体全員が1人で歩けるといって時期になってきます。それから、言葉が出る時期になりますので、その辺の発達のチェックをやります。それから、歯が大分生えてきま

市川委員長
参事(子ども健康担当)

したので、むし歯のチェックと、あとアレルギーの相談もこの時期にやっております。

それから、次が3歳児健診でして、3歳児になりますと、2語文が、言葉がつながる時期、それから三輪車とかがこげるような時期になってきます。それから、おむつがとれている時期になってくるんですけども、その辺の発達の状況を見ます。それから、歯科の健診、それから、視力が大分発達してきますので、視力と聴力の検査もやっております。

それから、今回、今年から試行ですが、5歳児健診を今検討しておりますので、来月に検討委員会が開かれまして、具体的なことを詰めておりますけれども、5歳の誕生日を迎えたぐらいの方にまた通知を出しまして、5歳の時期の発達の状況の相談を受けるという形で考えております。今年度は3回やりまして、2ヶ月分のお子さんで50名ぐらい対象がいらっしゃいますので、大体3歳児健診ぐらいで、8割の方が受けられますので、そのぐらい受けていただければと思っているんですけども、その方たちの集団遊びをやっている中でのお子さんの様子を見ていただいて、その後、個別に見て、お母さん方からの相談を受けるという。ここでもし何か心配なことがあった場合は、先ほどの児童・家庭支援センターの療育相談につながるように、その後、療育をして学校につながるような、そういった仕組みを今考えているところでございます。

以上でございます。

市川委員長

はい。ご苦労さまです。

いろんな説明を承ったんですが、何かご発言があれば、どうぞ。

中川委員

発達障害のことですが、上野一彦先生という方がいらして、その先生に、子どもから大人になるまでのラインをどうつくるかというようなお話を伺ってきました。千代田区でも支援の流れはよくできていると思います。ただ、その先生がおっしゃるのは、サービスというのは使いやすくしなければいけない。いくらあっても、それが絵に描いた餅になってはいけないということです。千代田区も、これだけいろいろなことをやっているのですから、やっている人の熱意が皆に伝わり、1つの大きな動きになるようなことを考えていただきたいと思うんですけども。

障害を持ったお子さんの周囲の方だけではなくて、一般保護者の方全体に適切な情報を与えるということというのは、とっても必要なことだと思います。支援を必要とするお子さんというのが途中で見つかって、普通学級から固定級に行くよりも、まず、早期発見して、固定級でいろんなことを学んで、社会的訓練をした上で、自信を持ったら普通学級へ行くみたいな流れをつくるか、そういうことを、ぜひみんなで協力してやっていったらいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

来週ですか、発達障害を持った小中学生の保護者の方向けに、就労に対する区の支援体制の説明会を設けるのは。

センター発達支援主査

6月30日を予定しております。

中川委員 センター発達支援主査
そういうことは、どの辺のところに情報を流していらっしゃるんですか。
一応、今現在、就学相談を受けている方と、それから、既に学校に入られた方、小学校・中学校に入られて支援を受けていらっしゃる方に対してです。あとは千代田小学校の通級指導学級や固定級を利用されている保護者の方です。

中川委員
できたら、そういう情報というのは、一般のお子さんの保護者の方たちにも知っていただいても結構だと思うし、ぜひ、小中学校の皆さんに情報提供していただけたらいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかなんでしょうか。

センター発達支援主査
初めての取り組みで、縦につなげるというところの最終到達点であります就労の支援が、現状でどんなことが行われているかということをし組みだけでも知っておきましょうというところで、なかなか当事者の保護者の方々、小学校に上がられている方も、中学校選びのことで頭が一杯だったり、なかなか最終的な就労のところで自立していけるのかどうなのかについてまで、まだお考えでいらっしゃる方というのは少ないというのが実感であります。

ただ、今回初めての取り組みですので、この経過を見たところで、ちょっと今考えていますのは、知的な遅れを伴わない高機能の発達障害の方がかなり多くなっていらっしゃると思いますので、そういった方たちへの一般就労に向けての支援というものと、実際に手帳をお持ちになっているダウン症のお子さんですと、やっぱり保護的就労というところになってくるので。今回、一般就労のための就労支援センターと、それから、「ジョブ・サポート・ちよだ」のほうは保護的就労になりますが、一体の企画で行うのですが、対象もある程度分けながら実施していったほうがいいのかとも考えております。広く区民の方、一般の方にも向けて周知した企画を、次回、早々に考えていきたいと思っております。

指導課長
中川委員ご指摘の部分で、障害あるいは障害児への理解という部分では、私ども教育委員会事務局としても非常に重要なことと考えています。区の広報あるいは教育委員会の広報でも機会をいただいて発信しているところですが、もっともっと発信しなければならないと思っています。

発達障害特別支援の協議会の中でも、理解啓発という部分を、もっともっとやっていかなきゃだめですよというご提言はいただいておりますので、今、支援センターからお話がありましたけども、そういった部分にさらに加えて、広報といいますか、ご理解を深めていただくような機会を設けていきたいと思っています。

ただ、現実的に、例えば、まず固定級あるいは通級に入ってから通常学級に行ったほうが効果的じゃないだろうかという先ほどのお話ですが、我々もそういうふうには思っておりますけれども、親御さんの考え方、価値観の中で、障害をまだ受け入れられない方も少なからずいらっしゃいます。ですから、小学校の校長先生方が非常に粘り強く丁寧に情報提供し、この子にとってこういう勉強が必要だ、こういう訓練が必要だということで、説明を繰り返して

返しさせていただく中で、やっとな通級に行ってみようかなと思われる。そういった現状もございますので、なかなか、縦の連携で、早期発見・早期支援ということ強く千代田は打ち出しているんですが、小学校の就学時健診も受けずに、4月に入学される方もいないわけじゃないんです。ここで、またどのようにご理解いただきながら、学校生活を充実させていくかという取り組みになってきますので、理解啓発が必要だと思いますし、特別支援法が施行されたことによって、通常学級にもいろんな課題をお持ちのお子さんが入るようになっていきますので、障害のないお子さんの保護者にも十分ご理解いただいて、ともに学べる環境ができれば、なお一層良いなどは思っています。

中川委員 やっぱり全体の保護者に適切な情報というのをもっともって伝えていくことが必要だし、初めに何かあったときに、親の立場から見ると普通学級に行かせたいんだろうけれども、逆の方がもっともって伸びることもある場合もあるということ、みんな、支援員の人やなんかも含めて考えていかれたら良いなと思います。

市川委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

古川委員 私も、今お話に出ていたように、保護者にもっと発達障害のことを身近に感じてほしいなと思いました。発達障害というのがすごく幅が広かったり、あと、重度とか軽い症状の子とか、そういう幅も広かったりしていることと、あと、何かしら障害があったら、早目に気づいて適切な対応をすると、それが個性に変わるというふうに講演会とか本で見て、それならば、お子さんが小さいうちに、もし障害がどうのこうのとか、発達障害のことを感じる前に、子育てが始まったぐらいのうちから、発達障害というのがあるって、適切な対応をすればそれが個性になっていく。そういうふうに考えていくと、子どもたちや大人の人の個性も、発達障害的な個性との境界がはっきりしなくて、日曜日の講演の上野先生も、自分は多動の気があるんですなんておっしゃっていたんですけども。そういった話を聞くと、自分も身の回り、あの人は何かそういう感じ、そういう障害的な個性の方だったんじゃないかとか。そう考えると、こちらの対応も違っていったのかもしれないと思います。また、障害が関係なくても、子育て中に発達障害のことをいろいろ聞いていて、それが個性ならば、子育てしている自分の子どもの個性について、ちょっと冷静に、違う視点で感じられたりしました。こここのころ、いろいろ発達障害について考えていく中で。なので、障害があるなしに関係なく、子育てしている保護者にとって、この件に関する知識というのはすごく大切なんじゃないかなと思います。

あと、障害と聞くと、やっぱり一歩引いてしまう。身近に何かちょっと落ちつきがないな、気になるなという子はいるんですけども、発達障害の幅が広いこととかを子育て中に知ることができれば、親が引かずにすむ事もあると思います。なかなか障害があるとかいうことを受け入れることは大変だ

と思うし、何かちょっと気になるけど、同じ年の子と一緒に過ごさせてあげたいという気持ちはすごくわかるんですけども、適切な対応がすごく有効であるということすべての親がわかってほしいと思いました。そうすると、発達障害についていろいろ知るきっかけの場として、子育てが始まった乳幼児健診は有効だと思います。

あと、児童・家庭支援センターに遊びに来たお母さんたちとか、発達障害でいきなり切り出せなくても、子どもの個性の切り口からとか、障害と聞いて引かずに、親がいろんな知識を得られる機会があるといいなと思います。

あと、少し何かおかしいんじゃないかなと気になっているところがあっても、周りのお子さんなんですけど、元気で育っているし、特に踏み込んだ相談なんかには行っていない方とかがいて、早期支援の千代田区の取り組みで、発達支援の枠組みだけでなく、子育て支援の枠組みとして、気になる子への支援を拡大するというのがすごく良いなと思いました。ぜひ、気になる子、ちょっと気になるなと思っている保護者の方が、気軽にいろいろ相談に行けるような雰囲気になってほしいなと思っています。

小学校へ入学してからは、学力面での差など、障害がまた新たにわかってくるような時期でもあると思うんですけども、子どもが小学生なら、親が学校に

参加する機会も多いと思うので、学校の方で何か講演会といってもどのくらいの方が参加されるかわからないんですけど、中川委員からも伺っていたんですけど、わかりやすい発達障害を扱った映画などもいろいろあるようですし、そういったものを上映するとか、小学校でも保護者に対して何か働きかけができるんじゃないかなと思います。

あと、ちょっとまた違うんですが、巡回相談員の派遣で、小学校が年間55回で、中学校が12回という、回数のお話があったんですけど、中学のほうがすごく回数が少ないんですが、これは何かあるんでしょうか、小学校と比べて。

指導課統括指導主事

失礼します。今ご指摘いただいた点ですけど、もともとこの巡回相談を派遣するときに、この事業を始めるときですけど、学校や園からどのくらい必要かということ、要望を出してもらったところから始めました。その結果、中学生になりますと、結果から申し上げますと、中学校や中等の先生方からはそれほど回数としての希望がなかったんです。ただ、これは中学生になりますと、1人の子どもの成長を考えますと、生活面では自分でできるように、自立する方向になったりですとか、そのような傾向が見られますので、また、余り人がつかずに自分でいろんなことをしたりですとか、そんなふうになってきますと、自然と、巡回相談からの助言よりも、学校の中での特別支援教育コーディネーターの活躍の場が多少広がってくるというふうな傾向が見られるかと思っています。

今、すみません、ちょっと関連して説明をさせていただきますが、小学校や幼稚園では、今お話の中にもありました、例えば、保護者への啓発ですと

か、そういったことにも巡回相談の先生を活用していただく機会が多いです。例えば、ある幼稚園では「子育てトーク」というふうな名称をつけまして、特別支援の対象のお子さんでない、それ以外のお子さんの保護者の方にも広く呼びかけて、巡回相談の先生と、子育てについて話をしませんかというふうに呼びかけたりですとか、また、巡回相談の先生が小学生につきましても、保護者からの面接をしたいというふうな要望、また、学校側からもなかなかご理解をされないような場合に、巡回相談の先生が子育てというふうな視点から、お母様も相談に乗る形で、お子さんにこんなふうな教育が必要ですねというふうな方向に持っていかれたりですとか、そんなふうを活用する場面が幼稚園、小学校では多いです。そのようなことから、小学校、幼稚園での要望の回数が増えているかと考えます。

センター発達支援主査

ご指摘のお話の中で、まず、できるだけ子育て支援の一環で支援を始めるようにというお話がありまして、23区内の状況では、私どもが行っているような療育のプログラムというのは、「療育センター」という名称であったり、それから、福祉センターというような福祉部局で行っていることが結構多いのですが、私どもでは、児童・家庭支援センターが子育て支援の一環として、ちょっとした気がかりから、ぜひご参加くださいというところを強調して、名称も「療育プログラム」という名称ではなくて、「発達支援プログラム」という名称にしているのが、そこら辺の垣根をできるだけ低く、ちょっとしたところから始めていきたいと思いますというところを大切にしております。

それからあと、保健所で行っています、1歳6か月児、3歳児健診では、「えじそんくらぶ」という発達障害の活動をしているNPO法人があるのですが、そこでつくりました発達障害についてのわかりやすいリーフレットがございまして、これは配布が可能ということでしたので、1歳6か月児、3歳児健診のときにはご参加いただいた保護者の方すべてにお配りをしています。

今後は、妊産婦段階で、そういうことがあるよと、もしそういうお子さんにちょっとしたこだわりがあったりとか、言葉のおくれがあったりとかいうときは、こんな支援を受けていくと、随分個性の範疇におさまっていきますよというところを、予備知識として広げていくことが有効というお話もあるので、保健所と連携しながらやっていこうと思っております。

市川委員長
古川委員

ほかにご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。

巡回相談員の派遣は中学校が少ないという、現状のお話は伺えたんですが、中学校でも発達支援のお子さんがいて、コーディネーターのシステムとか、中学校にも特別支援教育指導員という方が派遣されるのでしょうか。そういったシステムができてきていると思うんですけども、個別の支援策、支援内容を計画するような段階になると、中学になると利用率が下がるというのを聞いたんですが、個別の指導の計画を立てる方というのは、中学校で言うと、どなたになるのでしょうか。どなたになるというか、そういうコー

指導課統括指導主事

ディネーターの方とか担任の先生とかがまとまって個別の対応の計画を立てていくような形はできているのでしょうか。

中学校だけに限らず、中学では各学校に校内でのそういった検討をしたり、作成をする委員会を必ず設置をして実施をするようにということを学校にお願いをしております。

中学校の場合は、中心になるのは特別支援教育コーディネーターということになりますが、生活面という視点からは、担任が大きくかかわり、また中学校ですので、それぞれの教科によって担当する教員が変わりますので、そういった各教科の教員となりますと、九つ教科がありますので、随分人数はふえますが、そのようにその対象の生徒に、学習面、生活面でかかっている教員がそれぞれ持っている視点から検討・協議を行いまして、最終的にはそれを特別支援教育コーディネーターが整理をしてまとめるという、そういった作成の仕方をしております。

指導課長

若干補足させていただきますけども、先ほどの巡回相談員の配置回数の差などをご心配いただいているところなんです。学校の要望に応じてというのが、原則としてあるんですけども、これは発達段階の問題でございまして、小学生、特に低学年などは、まだ、人とのかかわり方が、いわゆるコミュニケーション能力がまだ完成されていない、発展途上の時期なので、平たく言うと、「誰々君が、誰々ちゃんがああした、こうした」というトラブルは日常茶飯であります。それを乗り越えてとか、そういう体験を通して、こういうときにはこう言ったほうが良いのかなとか感じたり考えたりして、お互いに磨いていくわけです。

中学生になると、そういう発達が、個人差は多少ありますけど、徐々に高まっていく中で、いわゆる発達障害があるお子さんなどが、その上昇カーブといいますか、発達が若干ゆっくりになってくる。そうすると、学校生活の中で、小学生のころはみんな同じような感じで、あちこちで様々な出来事がありますけれども、中学校になりますとだんだん落ちついてくるので、逆に特定の子が目立ってしまうというのがありますよね。そうするとき、生活指導上の課題などが出てきて、生活指導上で何回も注意しているんだけどもなかなかできない。今までは、何回言っていて、何でできないんだという頭ごなしの指導・教育があったわけですけども、教員のほうも、例えば、発達障害への理解なども深まってきているので、はてなと思うわけです。何回注意しても変わらないな、おかしいなと。そういったときに、スクールカウンセラーに相談したりとか、それぞれの立場の人材を幅広く使っていくという傾向が中学校にはあると思います。

どんなお子さんも、思春期の気持ちかもやもやした時期でありますから、多かれ少なかれ、そういった情緒の不安定さというのはあって当たり前で、それが誰々先生とは話しやすいとか、子どもたちにもいろいろな事情もありますので、校長を含めコーディネーターとか学年主任、担任、生活指導主任とか、こういった関係の教員が集まって、ケース会議、作戦会議をしますけ

れども、例えば、誰々君は担任の坂が一番パイプが太い、何でも話せるみたいだから、じゃあ、坂が窓口になってしばらく様子を見るかとか。担任の坂が手詰まりになっちゃったらどうしようか、スクールカウンセラーと相談して、今度こういうアプローチでやったらどうかとか。そういう切りかえをしています。一概に回数が少ないからということではなく、発達段階に応じた対応があるかと思います。

ただ、その教職員スタッフが、そういった発達障害に関する理解ということをもっともっと深めなければならないと思いますし、対応のスキルというのは、今、発達障害支援そのものが研究途上ですので、いろんな新しい情報を入れながら勉強して、レベルアップしなければならないとは思っております。

以上です。

市川委員長
古川委員

ほかによろしゅうございましょうか。

支援センター、菅原さんの部署名をもう一度教えてもらってもいいですか。今、いろんな問題を抱えている親御さんやお子さんの、個別の対応が大変だと思うんですけども、区の中の窓口が菅原さんの所属の部署になっているんでしょうか。

センター発達支援主査

はい。そうです。千代田区児童・家庭支援センターで、担当部署は発達支援主査です。ぜひご紹介いただいて。

古川委員

個別の対応が続くと思うんですけども、対応には無理がないでしょうか。無理がないというか、現状の組織の、そういう。

センター発達支援主査

はい。一応、今現在では、私とそれからもう一人、非常勤の職員とでやっておりますけれども、スクールカウンセラーが今年度も1名増員になりまして、6名体制になっておりまして、そういったところとも連携しながら、あと、指導課ともいろいろ連携して、協力をいただきながら進めております。

件数としてはまだ少ないのですが、発達障害の発生率というか、文部科学省が調査した結果では6.3%という数字があります。今現在31名の発達支援プログラム、療育に参加している方の人数が31名というふうに先ほど申し上げましたが、恐らくもっと、3倍ぐらいの、本来は支援が必要という、ただ保護者がまだ認めていないというケースはあるのかなと思っています。

そういった方に対してもできるだけ支援ができるように、人的なところも含めまして、どんどん整備をしていきたいというふうには毎年お願いをしているところです。ありがとうございます。

市川委員長

ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

◎日程第4 その他

市川委員長
子ども総務課長

それでは、各課長から何かありましたらどうぞ。

先般、5月25日に実施をさせていただいた移動教育委員会ということで、

教育委員と児童館長との懇談会をいたしました。その概要をお手元に配付をさせていただきます。

先ほども中川委員のほうから、当日いただいたご意見の確認がありましたけれども、各児童館長とのやりとりの中で、民間の児童館との関係ですとか、高校生、大学生の居場所、あと、そこにいる幼児とのふれあいのことで、あるいは施設においてある設備のメンテの話ですとかということ、いろいろ情報交換をさせていただいたと思います。

これ、また今後の参考にもさせていただきたいので、今日ということでもないんですが、こういう現地に行つての、見て、聞いて、話してというようなことが、本当にこの教育委員会にとって有効なことであるのかも含めて、またご感想を聞かせていただきたいと思います。それはまた別途その機会を、お時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

市川委員長

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、以上をもちまして本日の定例会は終了したいと思います。どうもご苦労さまでした。